

〔踐祚部類抄 後二條〕正安三年正月廿一日壬戌受禪、

○按ズルニ、後二條天皇ノ御父後宇多天皇ト、後伏見天皇ノ御父伏見天皇トハ、從兄弟ナリ、

〔増鏡十三秋のみ世〕文保二年二月廿六日、御門園○花 ありゐさせ給ふ、春宮醍醐○後 はずでに三そぢにみた

せ給へば、まぢどほなりつるに、めでたくおぼさるべし、

○按ズルニ、後醍醐天皇ノ御父後宇多天皇ト、花園天皇ノ御父伏見天皇トハ、從兄弟ナリ、

〔百練抄四三條〕長和五年正月廿九日、讓位於皇太子、一條後渡劔璽於太子第、

○按ズルニ、後一條天皇ハ、一條天皇ノ皇子ニシテ、三條天皇ト一條天皇トハ、從兄弟ナリ、

叔父受禪

〔帝王編年記六二十一〕仁安三年二月十九日壬子、讓位於叔父皇太子、憲仁親王○高倉

〔續世繼三花園の匂ひ〕世をたもたせ給事三年にやおはしますらむ、一院白河○後 おぼしめしおきつる

事にてとうぐう倉○高に位をゆづり奉りて、まだをさなくおはしますに、太上天皇と申もいとや

んことなし、

○按ズルニ、高倉天皇ハ、六條天皇ノ御父二條天皇ノ異母弟ナリ、

〔續日本紀二十一〕天平寶字二年八月庚子朔、高野天皇孝禪位於皇太子、仁○淳

〔皇胤紹運錄〕淡路廢帝、寶字元年四月廿九日、立太子、廿五 同二年八月一日、受禪、二十六

○按ズルニ、淳仁天皇ハ、孝謙天皇ノ御祖父文武天皇ノ從兄弟ナリ、

〔日本紀略淳和〕弘仁十四年四月壬寅、皇太弟和○淳 出自東宮遷御內裏、略○中 己酉、天皇受讓、并定皇

太子明○仁 事、告于柏原山陵、武○桓

○按ズルニ、仁明天皇ハ、嵯峨天皇ノ第二皇子ナリ、

〔日本紀略六〕康保四年九月一日、立爲皇太弟、安和二年八月十三日戊子、冷泉院天皇逃位讓於天

皇、新主於襲芳舍受禪、

皇太弟受禪以前帝子爲太子